

補助金(全般)に関するQ&A

No.	質問内容	回 答
1	補助対象経費は何かですか。	導入する機器・設備の購入費が対象です。 ※工事費は補助対象外となります。 ※据え付け費や送料や処分費用など諸経費も対象外となります。
2	機器・設備の増設は補助対象になりますか。	増設は対象なりません。既存の機器・設備をより省エネ効果の高い機器・設備に更新する場合のみ対象になります。
3	代表者の住居は県外だが、会社・お店(常時事業を営んでいる場所)は県内である その場合は対象か。	対象になります。
4	もともと愛媛県外で事業を営んでおり、この1年以内に移転し同じ事業を継続してきた その場合は対象と認められるか。	対象になります。 同様に県内の移転でも認められます。
5	この1年以内に法人成りしたが、その場合は対象として認められるか。	対象になります。 決算期を一度も迎えていない場合、法人成り前の直近の確定申告書を提出してください。
6	現在の事務所に賃貸で入居しているが、補助金の申請はできるか。	申請は可能です。ただし、エアコン等の設置に関しては賃貸契約の内容を契約元にご確認いただいたうえで申請してください。また、補助金を利用して設置する機器・設備は申請者自身が使用・管理するものに限ります。
7	事業を始める前提で入居しているが、まだ正式に開業していない。 その場合は対象になるか。	設置先で既に事業を営んでいることが前提です。開業していない場合は従前との電気代等の比較ができないため対象外となります。
8	県内に本社と複数拠点があるが、 今回、本社を含め全部の拠点で該当設備の更新をしたいが申請は可能か。	可能です。 ただし、1法人1申請ですので、様式2-2に更新設備情報を全て記載し、様式2-1 5. 支出経費の明細等にて補助対象経費等を記載してください。
9	個人事業主だが、屋号は違うが数拠点営業している。 その場合の申請は。	1個人事業主=1申請です。屋号ごとの申請は複数申請とみなし、対象外となりますのでご注意ください。
10	設備設置場所が複数ある場合、様式2-1の実施場所は、どのように記載したら良いか。	本社・本店等、代表の住所を様式2-1にご記入ください。 本社・本店等に設置しない場合は、設置先のいずれかの住所をご記入ください。
11	食品等(肉、鮮魚、花きなど)を陳列するショーケースは対象になるか。	冷蔵機能を備えたショーケースは対象となります。
12	照明器具について、水銀灯ではない一般的な蛍光灯及び古いLED照明器具等からの更新についても補助対象となるか。	照明器具の更新については、水銀灯からの更新に限定していないため対象となります。
13	工事費は対象になるか。	機器・設備の本体及びその付属品の購入費のみ対象となりますので、機器・設備の設置に係る工事費や運搬費等は全て補助対象外となります。
14	既存の機器・設備の撤去費は対象となるか。	機器・設備の本体及びその付属品の購入費のみ対象となりますので、撤去費は補助対象外となります。
15	賃貸業を営んでいる。賃貸物件の空調設備の改修工事は対象となるか。	本補助金では、特定の第三者に長期間賃貸するために導入(更新)する設備は補助対象外となります。また、機器・設備の設置に係る工事費や運搬費等は全て補助対象外となります。

8/9
朱書き
部分を
修正

補助金(全般)に関するQ&A

No.	質問内容	回 答	
16	県税等の未納がないことの証明とはどこで取得できるのか。	所管の県地方局(支局)にて交付請求することができます。 なお、県地方局で発行する納税証明書のうち、「県税等の未納がないことの証明」を取得してください。詳細は下記の愛媛県ホームページをご参考にしてください。 https://www.pref.ehime.jp/page/1680.html	
17	申請に必要な書類である登記事項証明書は何を取得すればよいか。	「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」のいずれかを取得してください。	
18	採択された後、すぐに補助事業を開始してよいのか。	事業が補助対象となるには、採択後に交付申請手続きを行い、交付決定を受けた(交付決定日)以降に開始する必要があります。 なお、内示(採択)日以降であれば、事前着手届を提出することにより事業を開始することができる、補助金事務局に相談ください。	
19	機器・設備は申請者自身が自ら設置するものとあるが電気代の支払いも申請者が行っていることが必須か。	原則、電力会社等に対して、使用量に応じた電気料金を申請者自らが支払っている必要があります。	8/9追加
20	業務用エアコンについて、(ワイヤード)リモコンは補助対象か。	業務用エアコンの操作のために必要なものですので、補助対象になります。 様式2-2の記入に関するQ&AのNo14も参照してください。	8/9追加